

# 電気工事業者立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部  
北陸産業保安監督署

北陸産業保安監督署では、平成17年6月1日付け平成17・05・24原院第8号「電気工事業者立入検査実施要領（内規）の制定について」に基づき毎年立入検査を行っております。

## 検査対象営業所

北陸産業保安監督署管内の経済産業大臣、中部近畿産業保安監督部長又は署長の登録、みなし登録、通知又はみなし通知の事業者の営業所

## 立入検査結果

立入検査結果については以下のとおりです。

なお、改善指示事項については、全て改善した旨の報告を受けております。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
立入検査件数	4	4	4	4
改善指示事項	帳簿の記載事項不備	1		2
	電気用品使用の管理不備	1		
	器具の備付け不備		1	1
	標識の不備			1
	変更手続きの不備			1